Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	安南科挙制度小考: 覈について		
Sub Title	Essay on the civil service examination system (科挙制度) in Annam (安南)		
Author	竹田, 龍児(Takeda, Ryuji)		
Publisher	三田史学会		
Publication year	1964		
Jtitle	史学 Vol.37, No.1 (1964. 6) ,p.1- 15		
JaLC DOI			
Abstract	This article was written as a part of the Study of the History of Civil Service Examination (科挙) in Annam (安南) In Annam (安南), it was provided that the applicants for the Civil Service Examination were required to pass the preliminary test of abilities. This preliminary test was called "Hach" (覈) in Nguyen Dynasty (阮朝). This test was given by the professors and teachers of the sub-division of the Province (州県), at the year when the Civil Service Examination took place. The results of this test were taken under the reconsideration of the President (祭酒) or Professor (司業) of National College (国子監) or the Chief of the Educational Department (督学) of Province (省府). This preliminary test was given on the same subjects as those of Civil Service Examination. The candidates who passed this test were exempted from the military service and corvee either for one year or for half a year, and eligible for Civil Service Examination. The oldest case of this preliminary test that the sources at my disposal can prove is presumed to be about the reign of Thantong (聖宗) (1460-1490) of the Le Dynasty (黎朝) It is generally believed that the Civil Service Examination in China, was open only to the students of the Public Shools But in Annam, any precise regulation can not be found concerning this point. Therefore I may safely say as a provisional conclusion that such a close relationship between public school and Civil Service Examination did not exist in Annam as in China.		
Notes			
Genre	Journal Article		
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19640600-0001		

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

安南科学制度小考

---- 覈 に つ い て--

田

竜

児

るに至ったのでとゝに改めて覈について検討を加えてみたいと思う。 記の拙文はこの覈について論ずるのが目的ではなかつたゝめに、調べも不充分で従つて若干訂正を要する点も見出され 似た覈なる考査があつて、これにパスすることが応試の必要条件であつたことを附記して置いたのである。ところで前 遇策であつて、決して郷試への予備試験ではなかつたことを明かにした。そして郷試に応ずる者には別に中国の科考に 管内で施行されていた饒学試と、その後身と見るべき阮朝初期の課試とは、共に士子に対する奨学的な意味をもつた優 昨年「阮朝科挙制度の一考察 一饒学試法と課士法を中心として― ―」と題する小論を発表して、黎朝末期に阮氏の

安南の士人と科挙について論じた文章があり、その中で著者は課試と考覈に関して次の如く述べている。 先頃偶然ルイ・ ショショ (Louis Chochod) という人の "Huê, la mystérieuse"なる一書を手に入れたが、 中に

Les concours littéraires (et non examens) comprenaient tout d'abord deux séries d'épreuves élémen

安南科学制度小考

darinat taires et éliminatoires qui en cas de succès, permettaient de se présenter au grand concours du

Ces épreuves s'appelaient "Khao" et "Hach"

province La première avait lieu tous les ans, le 15° jour du 4° mois, dans le chef-lieu de chaque province. La seconde, au même quantième du quatrième mois, mais tous les trois ans, et au chef-lieu de chaque

%huong-thi»,.... Les étudiants classés au 《hach》(examen probatoire) pouvaient affronter les concours régionaux, ou

覈に関する諸規定や実施の方法などについても考えてみようとするものである。 之年」……各以1四月十五日1会1同教訓1覈課」とある記事から導かれ来つたものではなかろうかと推測される。 十月十五日にも施行されていたのであり、また覈(正確には Hach)の期も後述する如く必ずしも毎三年目の四月十五 験が嗣徳年間に始まるかの如く記したのであるが、その誤りなることが判つたのでその点を訂正する傍らこれを機会に 自身もたまたま寔録の中から課と覈との区別を判つきり示している右の記事を発見した喜びから軽卒にも覈なる予備試 日と決つていたわけではなかつた。 であろう。しかもこの課(khoa)なるテストは「以,,夏冬二孟月十五日,為,,課期,」と定められていて、四月のみならず われたという学力テストこそは課試に他ならない。思うにこれは恐らく課試と考覈とを混同したところから来ているの ショショ氏の言う Khao には考(kháo)の字が当てはまるかと思われるが、この毎年四月十五日に各省城で取り行 ショショ氏がか様な記述を行つたのは或は寔録の嗣徳八年三月の条に「凡遇"郷試 実は私

八二一)二月の条に見える次の記載を挙げることが出来る。 奏聞」だの「命"諸地方,察"覈属県教職能否,以聞」だのいう風に用いられていて、必ずしも特定の考査のみを意味する(4) ものではない。この語を前に記した様な郷試への予備試験の意味に使用した比較的早い例としては寔録の明命二年(一 覈なる語には「しらべる」「あきらかにする」などの意味があり、寔録の中でも「命,鄭懐徳,覈公姓有,文学,者,彙冊

申定郷試例……凡応試士人、前科未中一場二場者、由"学臣,考覈、軍吏由"所管,考覈、 中者応、試、 遊学者 並 回言原

籍、毋」得"附試、復命是年郷試、鹿鳴宴以」銀代。

者は学臣 合格者だけが郷試を受けることが出来たのである。 すべて郷試に応ぜんとする者のうち、前回の郷試の二場(第二次試験)にも一場(第一次試験)にも合格しなかつた (教授や訓導)による豫備考査を、軍吏(兵丁と吏役)は所轄官庁による予備考査を受ける必要があり、その

同様の規定が嘉隆十一年(一八一二) 五月の条下にも見えているが、 そこでは考覈という語の代りに覈」寔なる表現

が用いられている。

三月、許…回肄習、 凡兵丁吏役有,,学業,情,,願応試,者、兵丁在京由,,兵部、在外由,,地方官、吏役由,,所管,覈、寔、 至」期入り試、 前科生徒応、試被、黜落、者、 仍」旧、 生徒・士人預,中二場,免,徭役三年、 通,1文理,者、免,1公務 一場免責

とあるのがそれである。 兵丁と吏役にも科挙の応試資格を認めていたことは興味のある事実である。 なお課試について

度

図るという目的からばかりでなく知識層の把握という狙いをも兼ねていたように推測される。 考えた際にも感じたことだが、 挙子達にかくの如き徭役免除の恩典が与えられていたのは、 人材を育成し知識の向上を

Ξ

業・督学らは違令律に照らし、劣等答案の多寡に応じて処罰された。 紋をとることではなく画指を意味するものであろう。考査の方法としては科挙と同じ四つの科目を課し、 その際に不正行為を防止するため答案の表面題下に押指させることになつていた。ところでこの押指というのは所謂指 べてゞ十項目より成り、覈に関する規定もその中に含まれている。その第一は曰精;考覈・で、次の如くである。 した者などがいた場合には教授や訓導は軽い処分を受ける。 とが、地方在住者のは督学がそれぞれ再審査 つた答案を以て合格として合格者名簿を作り、答案は学政上司の手許に差出す。ついで在京者の分は国子監祭酒と司業 量採取、 明命六年(一八二五) これによれば、郷試受験志望者は必ず本籍地に於て教(授)訓(導)による学力テスト(考**覈**)を受けるわけであるが 分1妄自喧閙者 不足者 凡試期、 教訓等照,,不応軽律,問擬、入場日猶有,,等弊、祭酒司業督学等照,,違令律,随,,卷数多寡,問擬、或有,不、安,,本 応試士人、由,,所在教訓等,考覈一遭、各於,,巻面題下,押指、以防,,頂冒、考法略具,,四場題目、通,,文理,者酌 仍修"中簿、考卷転"交学政上司、在」京由"祭酒司業、在"営鎮"由"督学"再加"覆覈、有"不」成"文理,及曳白 所轄之祭酒司業督学並教訓等降罰有」差、士人有,遊学或他往者,回,本籍,由,里長,照開応、覈、 九月に「課肄考試及旌別学臣淑慝之法」なるものが制定されたが、その中の「考試之法」はす (覆覈)を行い、 更に郷試の際にも同様の事態が発生した場合には祭酒・司 何を書いているのかわけの判らないものや白紙答案を出 一応筋路の通

V 『氏の説く如く四月十五日と決められていたわけでなかつたことは、明命十五年(一八三四)三月の郷試例に なお考覈が如何なる時期に行われるかについてはこゝには何も記されたいないけれども、 少くとも明命年間には

期前三月、 教授訓導各将,,所轄応試士人,考閱一遭、転,,交学政上司、覆覈。(8)

とあって、 れ施行されていたからである。 郷試は全国一斉に行なわれたのではなくて承天・乂安・嘉定の三場は七月に、清葩・北城・南定の三場は九月にそれぞ 郷試の期日の三ケ月前に考覈に覆覈とを取行うよう規定されているところから明かである。というのは当時

(四)

「考試之法」の第九は厳…防守」というのであつて、郷試や会試の際に兵卒や象隊まで繰り出して警戒に当らせたばか

りでなく、予備考査にまで兵丁が派遣されていたことを知り得る。

九曰厳防守、学臣考覈日須」有"兵丁守護、祭酒司業由,,礼部,転,,容兵部,量撥、 督学教訓由:所在鎮府県 量撥、 均守護

とあるのが即ちそれである。

慎密以防:1 姦混

くしたが、これは次の如き礼部の奏請によるものであつた。 明命九年(一八二八)六月に各地の郷試場の考官(分考・覆考・初考)の員数を夫々四割から五割方近く減らすこと

今科試法綦厳、 所以応試士数比」前減少而例定諸試場分考初考覆考員額頗多、 所在士人既由:訓導教授:考覈一遭、 又由,学政上司,詳加,覆聚、頑劣者不,得,混冒、 請応量減務、 使"人適"於事" 非"復如"前科之

安南科学制度小考

になった結果だとすればそれはまことに喜ぶべき傾向であつて、こゝにも明命帝の科挙に対する並々ならぬ関心と熱意 **迄通りに据え置く必要はないというのである。** 者のまぎれ込む余地はなくなり、そのために郷試受験者の数も従来に比して減少するに至つた。 とが反映していると見ることが出来よう。 礼部の言うところは、 近来試験の法が厳格になり、予備学力考査も再度の審査を経て行われるので、以前の様に劣悪 郷試受験者の数が減少したのは果して学力テストを厳格に施行するよう 従つて考官の員数も今

(五)

三月申定の士子課覈例の要点をもう一度とゝに摘記して課と覈との間の異同を明かにして置きたい。 場題目 たまたまその年が郷試の年に当つている場合には、 次に嘗て一部分を原文のまゝ引用したことがあり、 答案を書かせて実力を験すものである。 場又は省城外の空閑地において、 は各と四月十五日に教授・訓導を会同して覈と課とを同時に施行し、 平・次の三項に入つている者は纒めて別に発表し、それらの人々に対しては一年又は半年間兵徭を免除し、 名を記入する。 発表し、課の規定に基いて兵徭を免ずるも、試冊に(その名を)記入しないことで前三者と区別される(つまり不合 (科挙の全科目)を出してその中から一科目を選択させるものであり、考覈の方は一通り四科目全部にわたり 文理平凡で郷試に応ずるだけの力がなく、 左右二囲に分けて行い、応覈者は左囲に、 覈の結果は文理によって優・平・次・次次の四項に分れ、 承天並びに左右直南北圻各省の監臣 本稿でもさきに若干触れるところのあつた嗣徳八年 課のそれと大差なきものは次次項として課の合格者と共に 五月五日に合格発表を行う。 応課者は右囲に入る。 (祭酒・司業)と学臣(督学) 考査は既設の試験 課の試験方法は四 文理通活で優 (一八五五) 試冊に姓

する云々。 北の諸場は七月末までとする。覈にパスして郷試を受けようという気持もなくて課に応ずる者は向例に照らして処置 試条例に基き追試験を受けた上で(?)郷試に応ずることが出来るが、その期限は乂安以南の諸場は五月末、 格として再審査されない)。 覈の時期に遠方に遊学していたり、又は病気のため受験出来 なかつたような場合には 清化以

非,,応、覈入,試而応、課者炤,依向例,辨」とある向例は具体的に何を指しているのか今のところ明かでない。 この原文には難解な個所があつて言葉の隅々までは 判らないまでも 大意だけは 摑み得たと 思うのであるが、

六

ている。 嗣徳三十三年(一八八〇)十一月に廷臣らが諭旨に基いて申擬せる学法と試法とに関する摺上なるものが寔録に見え その中から覈に関係のある部分を左に抄出することゝしたい。

一申,定覈法、嗣届,郷試之年,由,所在府県教訓,飭令各社村類,開応覈干名、 学臣、 連案件、郷里親属連名保結、 府省道臣各以"場期前三月」再督"同監臣学臣,厳加;覈閱」彙冊咨」部。 由,,府県員並教訓,各以,,場期前四月,略備,,三場文体,先行,,考覈、 平日有,無孝悌廉謹,及三代祖父有,無干。 揀勝者彙冊転立交監臣

量減士数、嗣応覈取中士数、承天七百名、広治三百名、広平三百五十名、広南四百名、平定四百名、広義二百名、 寧五百名、山西五百名、 乂安八百名、 河静四百名、 慶和・平順・富安各一百名上下、興宣・太諒倣五十名上下。(ヨ) 清化七百名、寧平三百名、南定八百名、海陽五百名、興安二百五十名、河内八百名、北

右の答申案は裁可を経て直ちに施行されたが、覈法に関する新しい規定としては、 所在の府県 教授・教導が各社村

安南科学制度小考

八

な覆覈 と学臣 目に改められていた)を備へて先づ考覈を行い、 それにパスした者は姓名が試冊に記入されて監臣 名の誓約書を出させる。そして郷試前四ケ月の時期に府県官並びに教授訓導が三場文体 に命じて、 (再審査)を行つて合格者を決定し発表する。 (督学)の手許に届けられる。ついで郷試の三ケ月前に監臣と学臣はそれぞれ府・省・道の係官立会の下に厳密 志望者の数と本人の平生の素行及び父祖三代が犯罪に関係があつたかどうかを申告させ、郷里の親属達に (従来の四科目がこの頃は三科 (国子祭酒・司業)

筆者の利用し得る安南本の史料は記事が極めて簡単で「再加"覆覈」」とか「詳加"覆覈」」とかあるに過ぎない。従つて miner les sujets incapables. というのである。その通りだと覈の合格者を督学がもう一度試験するわけであるが、 S'il réussissent, ils sont conduits auprès du dôc học qui renouvelle encore une fois l'épreuve, afin d'éli-それが果して新しい別の問題による再試験であつたのか、それでも単なる再審査に過ぎなかつたのかが充分明かではな く、どうも後者の様なやり方ではなかつたという疑いが存する。 さきに発表した小論中にシュレーネ氏の考覈と覆覈に関する所説を紹介して置いたが、覆覈につい 7 の 氏 の見解は

並べ換えて表示すると次の如くになる。 であろう。従前に比較してどれだけ減つているかを数字的に知る材料がないのは残念である。新しい定員数を多い 次に予備試験合格者の数が減らされるに至つたがこれは厳選主義を以て臨まんとする当局の意図の表れに他ならな

义	安	800名
南	定	800
河	内	800
承	天	700
清	化	700
海	陽	500
北	寧	500
Щ	西	500
広	南	400
平	定	400
河	静	400
広	平	350
広	治	300
寧	平	300
興	安	250
広	義	200
慶	和	約100
平	順	約100
富	安	約100
興	宣	約 50
太	諒	約 50

七

朝において始めて施行されたのであろうか。次にこの問題を考えてみたい。 安南における考覈の制度は範を中国の科考にとつたものであることは先づ疑いの余地はあるまい。ではこの制度は阮

条の記事がそれである。しかしそれよりも更に適当なのは顕宗の景興二年(一七四一)正月の復"郷試旧制」の条である。 熙宗の永治三年(一六七八)七月の申定郷試条例の註文に見えるところと裕宗の保泰三年(一七二一)の申定学規考法の熙宗の永治三年(一六七八)七月の申定郷試条例の註文に見えるところと裕宗の保泰三年(一七二一)の申定学規考法の 今煩を厭わず 欽定越史通鑑綱目を検するに既に黎朝時代に覈に似た予備試験制度が存在していたことを物語る記載が見出される。 謹按 の部分を引用することにした。

者類為11三場士人1至1入1試其四場士人得1合1与11諸科儒生生徒1入4試 度員子中三場者謂之儒生、別1巻送閱、有1学者鮮有遺 黎自,中興,以後、熙宗永治二年定,郷試例、府州県各社長有文学或係,届科期,考,覈社内士人、有上通,文理,者,以、数 登」県、各以11社之大中小1為1限、県考取上其通11文理1者1、類為11四場士人、大県二十名、中県十五名、小県十名、次通 至,裕宗保泰二年,罷,社考、改命,県考二遭、先考,詩及策問一 二句或詩賦、後考,策問一道、 取中例、大県二百名

安南科学制度小考

(九) 九

之別、 先考:詩一題或絶句賦三四聯与策問一二句、後考:策問一道、 中県一百五十名、小県一百名、通、詩律、者皆得、充、選、 勢役財濫選参半、 中者方得上与11稍通生徒1同入11四場1射策4故士争以11稍通1為2優、 通次通:試 倘次通有\未,服情(許,指,出稍通的名,情,願与\之比較以定、優劣、及\至,場期(第一、第二、第三三場不\拘,稍 但謂"之生徒,而不」得」入"第四場、俟"来科,再由"府校官,鄭,覆考一遭、題用"策問一道,謂"之能文、 . 巻 一 例送閱、稍通預,中三場,者為,稍通生徒、第四場惟稍通生徒入,試、不,中,三場,者幷失,稍通、其次通中, 朝廷知,其弊,未、幾復罷,四場、復,保泰稍通法, 仍撮"取其尤者、別為"一 連中者謂 之稍通、 至」是議」復二永治四場旧制一而罷二稍通 簿、納1鎮承司、 中:県学:者謂:之次通: 承司与憲司会同考試, 勢家子弟挾」 有"稍通次通 考預

今その要点を述べれば大体次の如くである。 「黎朝詔令善政」の巻四にも見えている。 記 事に精粗の差や文字の異同があるがこれと略同様の記載が国朝郷科録の巻頭にある天南前朝郷会科次試 そのうち後者が最も詳しく、 右に引用した 謹按 はその抄録かと思われ 法 編 る。

لح

場士人には儒生 申告する。(これを社考という)県では更にそれをテストし(県考)、成績によつて四場士人と三場士人とに分け、 熙宗の永治二年の制によると郷試の年には先づ社長が社内の士子をテストし、文理に通じた者を取つてその数を県に (の第三場に合格せる者)や生徒 (試の第三場に合格せる者)と共に郷試に応ずることを許した。(一般人で同じく今までに郷)と共に郷試に応ずることを許した。 匹

承司と憲司の手によつて再び詩・賦・ ずる者は皆合格するという有様であつた。そこで其の中から優れたものを選んで名簿をつくり、それを府・鎮に送り、 は詩と賦を試み、 しかるに裕宗の保泰二年に至り社考を罷めて県考を二回行うことにに改められた。乃ち先づ第一回は詩と策問、 第二回は策問一道を課した。合格者は大県は二百名、 策問を試み、 それに合格したものは之を稍通と言い、 中県は百五十名、 小県は一百名で、 県考にパスしただけの者 詩律に通 或

は次通と称した。

度はなかなか厳格で及第することが容易でなかつたので、顕宗の景興二年に再び永治の旧に復することゝなつた。(st) 元の保泰稍通の法に帰つた るとこんどは勢家の子弟達が或は権力をたのみ、或は財力に物を言わせるなどして不正を図つたため、間もなくまた 第三場に合格した者はこれを生徒と称し、直ちに第四場に入ることは許されないが次の機会に府の校官 中の第三場合格者に限つて受験を許された。 の覆考を受けてそれにパスすれば、能文としてさきの稍通生徒と共に第四場試に応ずることが出来た。 本番の郷試でも第三場までは稍通 (景興八年)。 ・次通共に受験することが出来たが、最終試験たる第四場は稍通生徒即ち稍 稍通で第三場に不合格だつた者は稍通の資格を失い、その反対に次通で この保泰の制 (即ち教諭

八

にわたる嫌いがあるが、 実を確認出来たと思う。 以上の記述によって、 黎朝の後期に社考・県考などの名の下に科挙志願者に対する学力予備テストが行われていた事 右の引用文の続きをこゝに書いて置きたい。 ではこの学力テストの存在はいつ頃まで遡り得るであろうか。 この問題に入る前に、多少余談

むに至つたのを理由にまたもや試法を県考二回と改め、合格者はこれを挙知といい、 保泰稍通の法に復帰した景興八年から僅か三年後の景興十一年(一七五〇年)に、 小県は三十名とし、 他に十歳以上の男子で通経銭三貫を納めた者に対しては学力予備テストを免除し郷試受験を その数は大県は七十名、 宰臣の杜世佳は兵興り軍費がか 中県は五

安南科学制度小考

越史通鑑綱目はこれに関して

利,其得、銭之多、 惟不」入,第四場、後科如,有,実学,者,亦照,府考能文例,入」場射策、 不」問,有学無学 雖"屠沽販賈之輩与"或三四歳小児、不」拘"雇倩懐挾、凡名在"三場"者即為"生 場屋之弊至」此極矣。

也」と記し、 と言い、 代試公然行」之」とさえ述べている。 国朝郷科録は「于」辰三貫生徒布,満天下、遂使,賓興之典公為,眩鬻之場、古来科挙取」人、不,如」是之以」銭代 歴朝憲章類誌の科目誌は「農工商賈投」牒願」輸」之、入場日互相践躁有よ死」於場門、者、場中挾書問字借人 まことに驚くべき科場の腐敗振りである。

(九)

る。 越史通 最後に学力テストが安南では何時頃から行われていたかを考えてみよう。同じく黎朝時代に関するものであるが欽定 鑑綱目の聖宗の光順三年(一四六二)四月の条にこの問題と関係がある様に思われる左の記事が 先づ見出

第四場策一道問以,経史世務、本年八月入試、 夏四月定,,郷試法、一天下士人不、拘,,軍民,各色聴,,本管並社長保結、其人寔有,,徳行,方許,,応試、其不孝不睦乱倫教唆者 及所、治経、其試法先暗写一場謂,之汰冗、第一場経伝義共五道、第二場詔制表、第三場詩賦詩用,唐律,賦用,古体騷選 不少得少預、 唱優及経11于逆党偽官1有11悪名1者、 其預中者送11名礼部1至11明年正月中旬1会議。 本身及子孫均不」得」預、 応試人等巻面出n具本身並父母姓名脚色年貫

考えている。それに汰冗なる語は或は陶汰冗員の略かと推測されるに於ては尚更である。 あるのか多少判然としない憾みがあるけれども、 右の文中に見える「汰冗」なる考査は、 郷試の一部をなすものであるのか、 筆者はこの「汰冗」 は郷試に先行し後の覈に該当するものであろうと それとも郷試に先立つて行われるもので その試法については「暗写

安 科 制 度 小 考

段として用いられるようになつたのではなかろうか。

られる。なおこれと類似の文例が同書巻二五憲宗景統五年(一五〇二)冬十二月の条にも次の如く見えている。 場」とだけで詳しいことは知り得ないが、多分古文を暗記して書き写すだけの簡単なテストに過ぎなかつたものと考え

三場,者並聴、入、試(中略)社長類,取姓名、本府県州覆覈、 敕自今郷試、各社長開,結士人、除,秀林生徒,外、余軍民人等有,学行,能備,四場文体、及興化安邦宣光諒山士人能備, 暗写一場、中者承憲二司詳加,考試?

との場合の暗写一場も、たとえそれが考覈ではなくて覆覈であるにしてもその学力テストたることには疑いがないと

考える。

大越史記全書にも歴朝憲章類誌にも略同様の記事が見えており、大越史記全書の陳裕宗紹豊五年(一三四五)の条には(タロ) こには予備学力テストと認むべきものは見当らない。テクストに脱字でもあるのではなかろうかと疑ってもみたが、 著しい差違のあるのに気付かれるであろう。即ち後者にあつては試法が先・次・又次・終という形で列挙してあり、そ とある。これはさきの聖宗の光順三年の記載と一見極めて似通っているようであるが、両者を比較するならばその間 として課せられていたものと認めざるを得ないのである。 「三月試太学生、試法用」暗写古文・経義・詩賦」」あつてこれらの記事からすれば、陳朝では暗写は考試の際の一科目 等第1賜1太学生四十四人1…… 暗写なる試法は黎朝以前にも行われていた証跡がある。越史通鑑綱目巻八の陳英宗興隆十二年 三月試太学生、試法先使」暗,写穆天子伝及医国篇,以汰冗、次則経疑経義及詩賦、又次詔制表、終則策一篇、以定,其 それが黎朝に至り科挙制度の整備に伴つて考覈又は覆覈の手 (一三〇四) の条には K

(5)

試験というよりは寧ろ答案の再審査に過ぎなかつたのではないかと疑われる。 いて行われ、 ることが必須条件であつた。学力テストは阮朝では覈(Hach)と称し、郷試の年に州県の教授・訓導が先づテスト(考 以上述べ来つたところを要約すれば、 を行い、 合格者は一年又は半年間兵徭を免ぜられ郷試に応ずるを得た。 更に国子監祭酒・司業及は省府の督学がそれを再審査 安南に於ても科挙に応ぜんとするものは先づ学力テストを受けてそれに合格す (覆覈) 覆覈は時に覆閲とも記されていて実際は再 した。テストは郷試のそれと同じ科目に

頃からと思われる。 ではこの学力テストは何時頃から行われていたかと言うに史料の示す限りでは黎朝の聖宗(一四六○─一四九○) の

に推測される。この点に関しては今後の研究を期したい。

関する明確な規定は見当らず、学校と科挙との間には中国に於けるほどの密接不可離な関係が確立してはいなかつた様

中国に於ては科考に応ずることの出来るのは府州県学の生徒に限られていた様に聞いているが、安南の場合はそれに

2 $\widehat{\mathbf{1}}$ 5 3 4 Louis Chochod; Huê, la mystérieuse. 1943 同前 大南寔録正編第二紀巻三一、明命六年二月 第一紀巻五〇、嘉隆十四年五月 第二紀卷三一、明命六年二月 卷七、明命二年二月 ņ 180 $\widehat{7}$ 6 9 8 10 同前 同前 同前 同前 凡遇郷試之年、其承天並左右直南北圻諸省監臣学臣以 第四紀巻一二 第二紀巻三五、 第一紀巻四四、嘉隆十一年五月 卷一二二、明命十五年三月 卷五二、明命九年六月 嗣徳八年三月 明命六年九月

期応覈、炤郷試条例、聴其続覈納巻応試、乂安以南諸場 項、 依考課条例辦、覈期士人如有従学遠方与別因病患未能及 文理尋常未堪応試、而 較 与 応 課巻中相等者、将為次次 出一榜、各免其兵徭或一年或半年、仍将姓名彙入試冊、 欠兵其士人県名、非応覈入試而応課者炤依向例辦…… 以五月底而止、清化以北諸場以七月底而止、各社村遇有 以免淆雜、課覈題目何係応課者、備出四場題目聴其随用、 原設試場或于省城外空曠処分為二囲、何係応覈者聴入左 並類開士数興炤収覈巻課巻、 分為優平次次次四項、何係文理通活預在優平次三項者別 何係応覈者、略具四場文体以観寔学、覈期聴 炤 従 文 理 各四月十五日会同教訓覈課、五月初五日出榜、修冊逓冊 不得彙入試冊以示分別、至如応課人等預中何項、炤 仍将姓名併与応課預中人等合出一榜、炤依課例準 応課者聴入右囲、収貯巻辰分貯二函、仍各炤例点閱 各炤依原例、 応覈応課或干

- (1) A. Schreiner: Les Institution Annamites en(1) 同前 第四紀巻六四、嗣徳三十三年十一月
- (1) 同前 卷三五黎裕宗保泰三年

 (1) 同前 卷三五黎裕宗保泰三年

 (1) 同前 卷三五黎裕宗保泰三年
- 同前 巻三九黎顕宗景興二年正月同前 巻三五黎裕宗保泰三年
- 安南科学制度小考

- 幾、至是議復旧制」と見えている。 通鑑綱目巻三九には「有学者多被簸汰、至第四場得預無不無遺落、辛酉(景興二年)復四場」とあり、欽定越史 国朝郷科録巻頭の天南前朝郷会科次試法畧編に「有学者
- (17) 欽定越史通鑑綱目巻三九黎顕宗景興二年正月
- (18) 同前 巻一九黎聖宗光順三年四月 (18) 同前 巻一九黎聖宗光順三年四月
- 制詔表、四場対策。 医国篇穆天子伝暗写汰冗、次則経疑経義并詩題……三場 大越史記全書巻六には「三月試天下士人……其試法先以